

住民票や戸籍などの不正請求を防止するため、 4月1日から本人通知制度が始まります

この制度は、事前に登録された人の住民票の写しや戸籍謄本などを第三者、例えば行政書士や司法書士、もしくは代理人などの本人以外の者に交付した場合に、登録者本人に対して、その事実をお知らせする制度です。本人通知をすることにより、住民票または戸籍謄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

この制度の利用は希望者に限りため、事前に登録が必要です。

◆対象となる証明書

- 佐渡市で交付することが可能な次の証明書が制度の対象となります。
- ① 住民票の写し（除票を含む）
 - ② 住民票の記載事項証明書
 - ③ 戸籍の附票の写し（除附票を含む）
 - ④ 戸籍の謄本および抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
 - ⑤ 戸籍の記載事項証明書
- ※次のものは、第三者からの請求に該当しないため対象なりません。
- ・ 本人等^(脚)からの①～⑤の請求
 - ・ 国や地方公共団体の機関から請求により交付した証明書

(注)本人および親族（本人と同等に証明書が請求できる方）

◆登録できる人

- ・ 佐渡市の住民基本台帳に記載されている人（5年以内に除かれた人も含む）
- ・ 佐渡市の戸籍に記載されている人（除かれた人も含む）
- ※ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は登録できません。

◆登録手続き

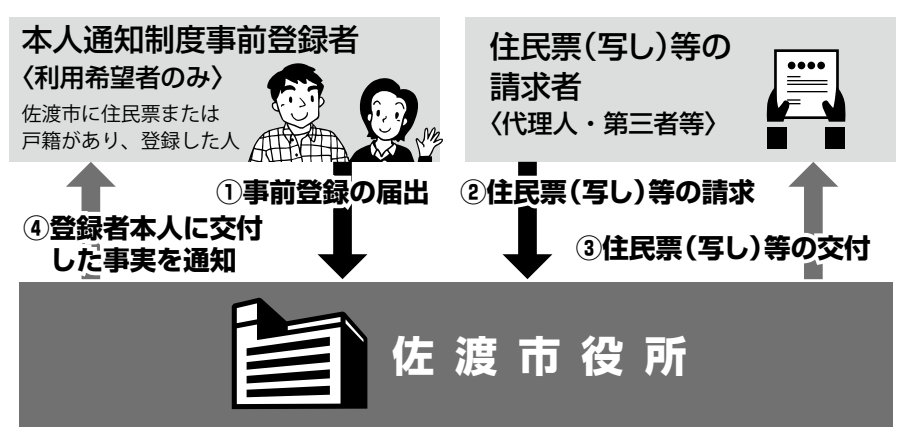
- ・ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）を持参の上、市役所本庁 市民生活課戸籍係、または各支所・行政サービスセンターで登録の手続きができます。

◆通知内容

- ・ 交付年月日
 - ・ 交付証明書の種別
 - ・ 交付通数
 - ・ 交付請求者の種別
 - ・ 第三者または本人の代理人
- ※交付請求者の氏名、住所は通知しません。

お問い合わせ
市役所市民生活課 戸籍係

☎ 63-5112



平成28年度 障害者差別解消法・ 改正障害者雇用促進法 研修会を開催します

障がい理由とする差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会へ

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、事業者が事務・事業を実施するにあたり、障がい理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されるとともに、障がい者に対する合理的配慮の提供が法的義務（事業者は努力義務）となりました。

また、改正障害者雇用促進法が施行され、雇用の分野における障がい者に対する差別が禁止されるとともに、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するため、合理的配慮の提供について法的義務を負うことから、これらの法律に関する理解を深めることを目的に研修会を開催します。

日時 3月8日(水)

午後1時30分～3時30分

会場 あいぽーと佐渡
(両津夷384番地11)

内容 「障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法について」

講師 弁護士 上野 祐さん

参加費 無料

お問い合わせ・お申し込み

市役所社会福祉課 障がい福祉係

☎ 63-5113 FAX 63-5121

ハローワーク佐渡

☎ 27-2248